

議 事 録

1. 日 時 令和3年7月21日 開会 午後 2時00分～

2. 場 所 勤労福祉会館2階 第4会議室

3. 出席委員

1 番 藤田 正子	2 番 藤田 哲夫	3 番 伊藤 能之
4 番 荻野 俊明	5 番 藤井 克巳	6 番 村上 和義
7 番 石井 義久	8 番 山淵 久司	9 番 大中 秋美
10 番 藤原 智	11 番 橋本 誠二	12 番 池田 賢治
13 番 住元 保	14 番 山本 建樹	

以上 14名

4. 欠席委員

なし

以上 0名

5. 出席推進委員

立花 吉廣 田中 伸一

以上 2名

6. 事務局

藤田局長・前田係長・竹内再雇用職員

以上 3名

7. 議 事

議事内容

- 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと
- 議案第15号 同 法第5条の規定による許可申請審議のこと
- 議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと
- 報告第20号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと
- 報告第21号 同 法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと

— 山淵会長が、議長に就任する —

山淵議長： ただ今から第14回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員14名中、14名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが、

1 番 藤田 正子 委員

2 番 藤田 哲夫 委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしく申し上げます。

— 議事録署名人に指名された2人の委員、了承する —

山渕議長： それでは、これより議案目録に従い、議事を進めます。
すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は議案が3件、報告が2件です。
はじめに、「議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山渕議長： 今月は1件の申請がありました。
昨日の小委員会で現地調査をしていますので、1番の土地の報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山渕議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。
議案第14号の1番の土地の位置は、現地調査図1ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は市街化区域です。営農状況、面積要件など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も調べており、昨日の小委員会では、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい、という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしく申し上げます。

山渕議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山渕議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 市街化区域の下限面積が10a以上とのことですが、以前は30a以上ではありませんでしたか。

事務局職員： 以前は、市内一円30aとしておりましたが、平成26年3月の委員会で市街化区域については、10aに見直し、同年4月1日に施行してから現在に至っています。

山渕議長： 他に、ご質問等ありませんか。

— 沈黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本許可申請を当委員会で許可することに異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山渕議長： 異議なしと認めます。

よって、「議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山渕議長： 次に「議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を「朗読説明」する —

山渕議長： 今月は1件の申請がありました。

昨日の小委員会で現地調査をしていますので、報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山渕議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。

議案第15号の1番の土地の位置は、現地調査図2ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。設定する権利は、使用貸借権です。都市計画区分は市街化調整区域です。農地区分は水道管・下水道管の埋設道路の沿道にあり、概ね500m以内に2つ以上の教育施設・医療施設ありに該当するので第3種農地です。転用の期間は永久転用です。必要な書類も整っており、昨日の小委員会では、「許可基準に適合しているので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくをお願いします。

山渕議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山渕議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 一筆全部を転用という理解で良いのでしょうか。

事務局職員： はい、すべてを住宅用地として使用するということです。

山渕議長： 他に、ご質問等ありませんか。

— 沈黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。

本許可申請を当委員会で許可することに異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山渕議長： 異議なしと認めます。

よって、「議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。ただし、開発審査課において審査・決裁後、日付けを合わせて許可するものいたします。

山渕議長： 次に「議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと」を議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： ー 議案を朗読説明する ー

山渕議長： 明石市長より農用地利用集積計画の決定依頼が提出されています。

本案について、ご意見・ご質問等があればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

ー 沈 黙 ー

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。

本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思います。これに異議ありませんか。

ー 「異議なし」の声あり ー

山渕議長： 異議なしと認めます。

よって「議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと」は、本案のとおり決定しました。

山渕議長： 次に、報告に移ります。

「報告第20号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第21号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： ー 報告資料により報告する ー

山渕議長： ただ今、「報告第20号」「報告第21号」の2件の報告事項につき、一括して報告がありました。

山渕議長： 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。

これで、第14回明石市農業委員会を閉会とします。

(午後2時17分 終了)

※ 小委員会 令和3年7月20日 午後1時30分～

・出席委員

山淵会長 山本職務代理者 伊藤委員 藤原委員 石井委員

・事務局

藤田局長 前田係長 竹内再雇用職員

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会 長 山 淵 久 司

署 名 人 藤 田 正 子

署 名 人 藤 田 哲 夫